

岐阜県公報

第二千九十四号
平成二十一年十月三十日

(金曜日)

目次

教育委員会規則

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則 (学校支援課) 六八八^{ページ}
 学校教育法施行細則の一部を改正する規則 (特別支援教育課) 六八八
 岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則 (同) 六八八

告示

有害興行の指定 (男女参画青少年課) 六八八
 道路法に基づく利便施設協定の締結 (道路維持課) 六八九
 多治見都市計画病院事業の認可 (都市政策課) 六八九
 建築基準法に規定する数値等の変更 (建築指導課) 六八九
 保安林の指定解除予定 (揖斐農林事務所) 六九〇

選挙管理委員会告示

農業委員会委員選挙における個人演説会を開催することができる施設の指定 (選挙管理委員会) 六九〇

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請 (環境生活政策課) 六九〇
 特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (同) 六九一
 准看護師試験の実施 (医療整備課) 六九一
 県営土地改良事業の換地処分 (農地計画課) 六九三
 宮・庄川地域森林計画の縦覧 (林政課) 六九三
 木曾川地域森林計画の変更案の縦覧 (同) 六九三

揖斐川地域森林計画の変更案の縦覧 (同) 六九三
 長良川地域森林計画の変更案の縦覧 (同) 六九四
 飛騨川地域森林計画の変更案の縦覧 (同) 六九四
 土地区画整理事業の換地処分 (街路公園課) 六九四
 土地改良区役員の退任及び就任 (岐阜農林事務所) 六九四

教育委員会規則

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十月三十日

岐阜県教育委員会

委員長 月 村 時 子

岐阜県教育委員会規則第十四号

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立高等学校管理規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中、「保護者」を「並びに保護者」に改め、「並びに住民票」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十月三十日

岐阜県教育委員会

委員長 月 村 時 子

岐阜県教育委員会規則第十五号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和三十三年岐阜県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別記第十一号様式中「入替すべき」を「入替する」に改める。
別記第十三号様式中「就学すべき」を「就学する」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十月三十日

岐阜県教育委員会

委員長 月 村 時 子

岐阜県教育委員会規則第十六号

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立特別支援学校管理規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三十三条中「誓約書」を「宣誓書」に改め、「及び住民票」を削る。
別記第九号様式中「職階職」を「叫職職」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第五百九十五号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第十条第一項の規定により次のものを有書興行として指定した。

平成二十一年十月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

1 指定興行

種	類	名	番	別	表	注

映画	スワップ・スワップ ~伝説のセックスクワンゾ~	クロックワークス
	霜花店 (サンフアジヨム) 運命、その愛	エスビーオー
	ハレンチ靴 ひわい変態唄き	オーピー映画
	派遣の性癖 美田びんかん巨乳	オーピー映画
	不倫旅行 恥悦ぬき昇天	オーピー映画
	人妻教師 レイア探みしごとく	オーピー映画
	聖乱シスター もれちやう淫水	オーピー映画

- 2 指定年月日
平成21年10月30日
- 3 指定理由
著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第五百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の十七第一項の規定により次のとおり利便施設協定を締結したので、同法第四十八条の十八第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 利便施設協定の名称
一般国道百五十七号における道路外利便施設に関する協定
- 二 利便施設の名称及びその所在地
名称 一般国道百五十七号沿道名鉄岐阜駅ビル（ECT）前面通路
所在地 岐阜市神田町九丁目一番一の一部及び二番の一部
- 三 利便施設協定の有効期間
協定締結の日から当該道路外利便施設の存する期間
- 四 利便施設協定の写しの閲覧場所

岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜土木事務所

岐阜県告示第五百九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により多治見都市計画病院事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年十月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
多治見市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
多治見都市計画病院事業 一 多治見市民病院
- 三 事業施行期間
平成二十一年十月三十日から
同 二十七年三月三十一日まで
- 四 事業地
収用の部分 多治見市前畑町二、三丁目地内
使用の部分 なし

岐阜県告示第五百九十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第五十二条第一項第六号、同条第二項第三号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号二及び別表第三（欄五）の項に規定する数値等を次のように変更したので告示する。

平成二十一年十月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 変更する区域
瑞穂市及び安八郡安八町の都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域
- 二 区域の区分及び制限の数値

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県都市建設部建築指導課並びに瑞穂市については岐阜建築事務所及び瑞穂市都市整備部都市開発課に、安八郡安八町については西濃建築事務所及び安八町建設部産業建設課に備え置いて縦覧に供する。

三 適用年月日

平成二十一年十月三十一日

岐阜県告示第五百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十一年十月三十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 解除に係る保安林の所在場所
揖斐郡揖斐川町下岡島字岡山一の一の一
- 二 保安林として指定された目的
干害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第九号

農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）第六十一条第一項第三号の規定による個人演説会を開催することができる施設の指定について、次のとおり報告があったのでその旨告示する。

平成二十一年十月三十日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大松 利幸

指定した施設

市町村名	施設の名	称	所在地	収容人員
海津市	海津市総合福祉会館	ひかわ	海津市海津町高須517番地1	60人
海津市	ひかわ	2		

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年十月三十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年十月九日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人フレンドリージャパン
- 三 代表者の氏名 大野 勝彦
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市正木一七四六番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、国内外の青少年が気軽にスポーツ活動に参加することができる環境づくりを目指し、スポーツ活動の支援に関する事業を行い、青少年の健全な心身の保持、増進とコミュニケーションづくりを寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年十月三十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十一年十月十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人宿木
- 三 代表者の氏名 佐光 重廣
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県美濃加茂市太田本町三丁目三番三二一号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、美濃加茂市民及び中山道を愛する人々に對して中山道太田宿の活性化に関する事業を行い、美濃加茂市の文化・史跡・景観を護り、新しい中山道のまちづくりに寄与するとともに、中山道太田宿を中心としてまちづくりのための地域活動を展開する諸団体及びグループの連絡調整、助言、援助の活動を行い、それらの地域活動の継続性に寄与することを目的とする。

准看護師試験の実施

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十八条の規定により、平成二十一年度岐阜県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成二十一年十月三十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 試験日時 平成二十二年二月十二日（金）午後一時から午後三時三十分まで
- 二 試験場所

三 試験科目

大垣市西之川町一丁目一〇九番地 大垣女子短期大学

- 人体の仕組みと働き
- 食生活と栄養
- 薬物と看護
- 疾病の成り立ち
- 感染と予防
- 看護と倫理
- 患者の心理
- 保健医療福祉の仕組み
- 看護と法律
- 基礎看護
- 成人看護
- 老年看護
- 母子看護
- 精神看護
- 受験資格

四

- 次のいずれかに該当する者
- 1 文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修業した者又は修業する見込みの者（平成二十二年三月までに修業する見込みの者に限る。）
- 2 文部科学省令・厚生労働省令の定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所（以下「准看護師養成所」という。）を卒業した者又は卒業する見込みの者（平成二十二年三月までに卒業する見込みの者に限る。）
- 3 文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成二十二年三月までに修業する見込みの者を含む。）
- 4 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成二十二年三月までに卒業する見込みの者を含む。）
- 5 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣が3又は4に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの
- 6 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、5に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めた

五 もの 受験手続

試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

- 1 受験願書（県所定のもの）
- 2 准看護師試験入力通知書（県所定のもの）
- 3 受験資格証明書

(一) 四の1から4までに該当する者が提出する書類

学校又は養成所の修業見込証明書又は卒業見込証明書。ただし、平成二十二年三月一日（月）午後五時までに（必着）に修業証明書又は卒業証明書（以下「卒業等証明書」という。）を提出すること。

また、平成二十二年三月一日（月）以降に修業又は卒業する見込みの者については、右記提出期限までに修業又は卒業できると判定されたことを証する書面を提出するとともに、修業又は卒業後速やかに卒業等証明書を提出すること。

なお、平成二十二年三月一日（月）午後五時までに提出を求めている右記書面の提出がなされないときは、当該受験は無効とする。

(二) 四の5又は6に該当する者が提出する書類

外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得たことを証明する書面

4 写真

出願前六月以内に撮影した写真（脱帽、正面向き、縦六センチメートル、横四センチメートル）とし、その裏面に学校又は養成所名（省略しないこと。）、氏名及び撮影年月日を記載して提出すること。

なお、後日岐阜県が交付する受験票の裏面に、提出した写真と同じものをはり付けて、試験当日に持参すること。

5 受験票交付用封筒

角二号（A4サイズ）のもので、表面に郵便番号、あて先及び書留の表示を記載し、書留郵便料金に相当する郵便切手を同封すること。

六 受験手数料

受験手数料は六千九百円とし、この額に相当する岐阜県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。この場合、収入証紙は消印しないこと。

七 受験に関する書類等の受付期間及び受付場所

受験に関する書類等は、平成二十一年十二月一日（火）から平成二十一年十二月四日（金）までの間に岐阜県健康福祉部医療整備課へ提出すること。

受験に関する書類等を直接持参する場合の受付時間は、右記期間中毎日午前九時から午後五時までとする。

また、受験に関する書類等を郵送する場合は、書留郵便とし、平成二十一年十二月四日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける（あて先 〒五〇〇 八五七〇（県庁専用郵便番号のため住所不要）岐阜県健康福祉部医療整備課）。

八 受験票の交付

受験票は、平成二十二年一月二十日（水）から平成二十二年一月二十二日（金）までの間に郵送により交付する。

九 合格発表

試験の合格者は、平成二十二年三月九日（火）午前十時に岐阜県庁前の掲示板及び県のホームページに受験番号を掲示して発表するとともに、合格証書を郵送する。

アドレス（合格発表当日午前十時以降の閲覧となる。）

<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11229/goukaku21/>

ただし、平成二十二年三月九日（火）午前十時までに卒業等証明書の提出がなされていない者については、卒業等証明書を受領した後に合格証書を郵送する。

なお、電話による可否の問い合わせは、一切受け付けない。

十 試験結果の提供

平成二十一年度岐阜県准看護師試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供する。

1 提供する試験結果

平成二十一年度岐阜県准看護師試験の総合得点

2 提供期間

合格発表の日から一月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口（県庁二階、電話〇五八 二七二 一一一一 内線二二一九）及び県の各保健所（保健所に置かれる事務所を含む。）の特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要となる。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十一 受験に関する手続等の問合せ

受験に関する手続等の問合せは、原則として電話で受け付ける。岐阜県健康福祉部医療整備課（電話 〇五八 二七二 一一一一 内線二五三七）に問い合わせること。

十二 その他

1 受験願書、添付書類、写真等に記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、外国人登録原票）に記載されている文字を使用すること。

2 准看護師試験入力通知書の記入にあたっては、試験事務コンピューター処理の適正を図るため、「准看護師試験入力通知書記入要領」により正確に記入すること。

県営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業輸之内南部地区第四工区の換地処分を平成二十一年十月七日にしたので、同法第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成二十一年十月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

宮・庄川地域森林計画の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により宮・庄川森林計画区の地域森林計画を樹立したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十一年十月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

縦 覧 場 所

岐阜県林政部林政課
岐阜県飛騨農林事務所林業課

縦 覧 期 間
平成二一・一〇・三〇から
同 一・一〇・三〇まで

木曾川地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により木曾川森林計画区の地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十一年十月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

縦 覧 場 所

岐阜県林政部林政課
岐阜県可茂農林事務所林業課
岐阜県濃農林事務所林業課
岐阜県恵那農林事務所林業課

縦 覧 期 間
平成二一・一〇・三〇から
同 一・一〇・三〇まで

揖斐川地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により揖斐川森林計画区の地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十一年十月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県林政部林政課 岐阜県岐阜農林事務所林業課 岐阜県濃農林事務所林業課 岐阜県揖斐農林事務所林業課 岐阜県下呂農林事務所林業課	縦覧場所	岐阜県林政部林政課 岐阜県岐阜農林事務所林業課 岐阜県濃農林事務所林業課 岐阜県揖斐農林事務所林業課 岐阜県下呂農林事務所林業課	縦覧期間	平成二一・一一〇・三〇から 一一一・三〇まで
--	------	--	------	---------------------------

長良川地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により長良川森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十一年十月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県林政部林政課 岐阜県岐阜農林事務所林業課 岐阜県濃農林事務所林業課 岐阜県上農林事務所林業課	縦覧場所	岐阜県林政部林政課 岐阜県岐阜農林事務所林業課 岐阜県濃農林事務所林業課 岐阜県上農林事務所林業課	縦覧期間	平成二一・一一〇・三〇から 一一一・三〇まで
--	------	--	------	---------------------------

飛驒川地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により飛驒川森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十一年十月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県林政部林政課 岐阜県可茂農林事務所林業課 岐阜県下呂農林事務所林業課	縦覧場所	岐阜県林政部林政課 岐阜県可茂農林事務所林業課 岐阜県下呂農林事務所林業課	縦覧期間	平成二一・一一〇・三〇から 一一一・三〇まで
---	------	---	------	---------------------------

土地区画整理事業の換地処分

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、犀川堤外地土地区画整理組合から換地処分を平成二十一年九月五日に行つた旨届出があつたので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年十月三十日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十一年十月三十日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員	退任年月日	役名	氏名	住居	所
土地改良区	平成二一・一〇・二四	理事	河村元愛	本巣市北野	五〇番地
席田井水	平成二一・一〇・二四	理事	太田信義	同 上保	二九八番地四
土地改良区	平成二一・一〇・二四	同	松尾眞一	同 郡府	三〇八番地
同	同	同	今村達雄	岐阜市西改田村前	二八番地
同	同	同	大野道男	本巣市三橋	一〇三番地

就任した役員	土 改 良 区 名	土 席 田 井 水 改 良 区 名	平 成 二 一 年 十 月 三 十 日	就 任 日	役 名	氏 名	住 所	番 地
同					理事	河村元愛	本巢市北野	五〇番地
同						大野繁則	同 仏生寺	六二番地
同						杉山義夫	同 上保	九〇番地
同						大熊重明	本巢市上保	一六一番地
同						松尾學	同 郡府	三一〇番地
同						柿元美人	同 春近	一一六番地
同						堀口勝義	同 石原	一九八番地
同						大野道男	同 三橋	一〇三番地
同						石田勝彦	同 仏生寺	四三番地
同						高橋哲雄	岐阜市西改田川向	一六八番地
同						住田克巳	本巢郡北方町北方一三七六番地の五	
同						林道夫	同 三橋	三丁目一四七番地
監事						溝口高秋	本巢市仏生寺	三五四番地
同						高橋昭八郎	同 西改田夏梅	一一三番地
同						高田昇	岐阜市小西郷	五九七番地
同						柴田孝之	同 芝原中町二丁目八番地	
同						木野村三千兄	同 柱本南二丁目二〇八番地	
同						神谷昇	本巢郡北方町北方	一九一番地
同						溝口武雄	本巢市仏生寺	四一五番地
同						神谷肇	本巢郡北方町加茂	二六二番地
同						堀部信行	同 石原	五五八番地
同						内藤徳男	同 春近	四一〇番地
同						福井忠男	同 上保	五六五番地
同						佐野勇	同 仏生寺	六〇五番地
同						堀武夫	本巢郡北方町芝原西町二丁目六八番地	
同						神谷忠一	同 加茂	二五二番地
同						梅田竜志	同 春來町二丁目二三番地	
同						木野村三千兄	同 柱本南二丁目二〇八番地	
同						高橋昭八郎	岐阜市西改田夏梅	一一三番地
同						今村達雄	同 村前	二八番地
同						小島偉喜	岐阜市小西郷	三三七番地
監事						小島基司	同	三一九番地
同						林道夫	本巢市三橋	三丁目一四七番地
同						溝口高秋	同 仏生寺	三五四番地
同						神谷博光	本巢郡北方町加茂	一四九番地

平成二十一年十月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社